

# 三田市地域子育て支援拠点事業（駅前子育て交流ひろば）運営委託業務 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、「三田市地域子育て支援拠点事業（駅前子育て交流ひろば）運営委託業務」に係る契約の相手方となる候補者の決定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

## 1 業務概要

### (1) 業務名

三田市地域子育て支援拠点事業（駅前子育て交流ひろば）運営委託業務

### (2) 業務の目的

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業として、まちづくり協働センター内に駅前子育て交流ひろばを開設し、乳幼児及び保護者が相互に交流する場所として、子育て支援の充実を図る。

### (3) 業務内容

別紙「三田市地域子育て支援拠点事業（駅前子育て交流ひろば）運営委託業務仕様書」に示すとおりとする。

※業務運営の詳細については、事業開始前に市と受託予定者で協議し決定します。

### (4) 本業務において、企画提案を求める特定テーマは以下に示す事項とする。

- ① 企画提案内容（法人等の実績や特性を生かした本事業の実施）
- ② 業務遂行の確実性（子育て支援に関する業務実績、運営体制）

### (5) 履行期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日

※受託者は令和8年4月1日の受託開始に先がけて現運営事業者及び市から業務の引継ぎを受けること。引継ぎ期間は役務の提供を受けないため、この期間の委託料の支払いは生じない。

※期間中にまちづくり協働センターの大規模改修等が実施される可能性があります。改修等にかかる費用については、三田市が予算の範囲内において負担します。また、大規模改修等の影響で、実施場所が変更となる可能性があり、別途、市と受託者で調整が生じる場合があります。

## 2 予算

委託料の見積限度額は26,609,000円とする。（社会福祉法第2条に定める第二種社会福祉事業のため消費税法第6条別表第一により非課税）

## 3 実施形式 「公募型」とする。

## 4 日程

候補者決定までのスケジュールは次のとおりとする。

内 容	期 日 等
現地説明会の開催	11月10日（月）13時～14時（予定）
参加表明書の提出期間	10月28日（火）～11月19日（水）17時まで
質疑受付期間	10月28日（火）～11月13日（木）17時まで
質疑回答期日	11月19日（水）12時までに市ホームページに掲載
参加資格審査結果（選定・非選定）通知	11月26日（水）
企画提案書提出期限	12月12日（金）17時まで
プレゼンテーション・ヒアリング（質疑応答）	12月22日（月）詳細別途通知
プロポーザル審査結果（特定・非特定）通知	12月26日（金）

## 5 参加資格

参加できる者は、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

### 【基本的要件】

- (1) 三田市入札等参加資格者名簿に登録された者であること。また、未登録の場合は、次の書類を参加申込の手続き時にあわせて提出すること。
  - ①商業登記履歴事項全部証明書
  - ②法人税・消費税及び地方消費税の納税証明（その3の3）（滞納がないことが確認できること）※課税されていない場合は、その旨を記載した申立書（任意様式）
  - ③財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）  
※最新1年分の決算数値がわかるもの
  - ④印鑑登録証明書及び使用印鑑届（様式任意）
- (2) 市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 三田市暴力団排除条例（平成24年条例第9号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に該当しない者であること。

### 【その他要件】

- (1) 法人の定款等基本規則において事業目的に子育て支援活動の定めがあること。
- (2) 法人内に本事業に従事する職員の指導、監督、助言等を行う常勤の職員（保育士又は幼稚園教諭の資格を有する者）が在籍していること。

## 6 現地説明会

- (1) 開催日時 令和7年11月10日（月）13時から14時まで（予定）
- (2) 場 所 まちづくり協働センター 6階幼児室  
※参加の場合は、11月7日（金）12時までに三田市子ども・未来部子ども政策課（TEL079-559-5079）まで電話連絡すること。

## 7 質疑・応答

- (1) 提出方法 別添の質問書（様式10）により、電子メールにて提出すること。なお、

電子メールの到着確認のため、送信後 15 分を目安に電話連絡を行うこと。  
口頭による問い合わせには一切応じない。

- (2) 提出期限 令和7年11月13日(木) 17時まで(必着)
- (3) 提出先 三田市子ども・未来部子ども政策課  
E-mail: kodomoseisaku@city.sanda.lg.jp
- (4) 回答方法 令和7年11月19日(水) 12時までに三田市ホームページの当該ページに掲載する。質疑の内容(質問内容が不明瞭なもの等)によっては回答しない場合があります。

## 8 参加申込の手続き

### (1) 提出書類

- ① 参加表明書(様式1)
- ② 法人の概要・子育て支援に関する事業の実績(様式2)
- ③ 業務実施体制(様式3)
- ④ 法人の定款等基本規則の写し
- ⑤ 参加表明書提出書類チェック表(様式4)

### (2) 留意事項

様式3において記載した担当者等の雇用関係を確認できるもの、及び保育士または幼稚園教諭の資格を有する者については資格を証する書類(※)の写しを添付すること。※幼稚園教諭の資格を有する者で、資格を証する書類の有効期間が満了している場合は、有効期間更新を証す書類もあわせて提出すること。

また、本要領「1業務概要」(3)に示した仕様書の「6 職員の配置」に記載した研修を修了している場合は、修了を証する書類の写しを添付すること。

- (3) 提出期限 令和7年11月19日(水) 17時まで(必着)  
※土・日・祝日の持参による受付等はありません。
- (4) 提出方法 持参(又は郵送)に限る。(なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限必着とする。郵便事故等についての異議申し立て等は受け付けない。)
- (5) 提出先 三田市子ども・未来部子ども政策課

## 9 参加資格審査・通知

提出された参加表明書類について参加資格を確認し、資格を有する者に企画提案書の提出を依頼する。資格を有しない者については、選定されなかった旨とその理由(非選定理由)を通知する。非選定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に書面により非選定理由についての説明を求めることができる。回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

結果通知は、令和7年11月26日付け郵送により行い、併せてFAX(又は電子メール)を送信する。

## 10 企画提案書の作成方法

- (1) 提出書類(⑥は1部提出、それ以外は各10部提出すること。)
  - ① 企画提案書(様式5)
  - ② 本業務の基本的事項についての企画提案(様式6)
  - ③ 特定テーマに対する企画提案(様式7)

- ④ 見積書、積算内訳書（様式 8-①～④）
  - ⑤ 令和 7 年度の事業計画書・収支計算書及び令和 2 年度～令和 6 年度の各年度の事業報告書・収支決算書
  - ⑥ 企画提案書提出書類チェック表（様式 9）
- (2) 留意事項
- ① 文字サイズは 10 ポイント以上とすること。
  - ② 本要領「1 業務概要」(4)に示した特定テーマに対する取り組み方法を具体的に記載すること。
  - ③ 積算内訳書には、仕様書、企画提案等に記載されたすべての業務の見積額を記載すること。
- (3) 提出期限 令和 7 年 1 2 月 1 2 日（金） 1 7 時まで  
※土・日・祝日の持参による受付等はありません。
- (4) 提出方法 持参（又は郵送）に限る。（なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限必着とする。郵便事故等についての異議申し立て等は受け付けない。）
- (5) 提出先 三田市子ども・未来部子ども政策課

## 11 プレゼンテーション

以下のとおりプレゼンテーション・ヒアリング（質疑応答）を行う。

- (1) 開催日 令和 7 年 1 2 月 2 2 日（月）
- (2) 場所 後日連絡する。（三田市役所本庁舎予定）
- (3) 開始時間 後日連絡する。
- (4) 出席者 運営責任者を含め、3 人以内とする。
- (5) その他 プロジェクター及びスクリーンは市において用意する。

## 12 審査基準等

参加表明書及び企画提案書の評価項目、判断基準並びに評価ウェイトは以下のとおり。

評価項目・評価基準			配点	小計	
1	運営方針		子育て支援を推進する市の拠点であるという目的を理解し、しっかりした理念・方針をもって運営を行えるか。	10点	10点
2	「地域子育て支援拠点事業実施要綱」で定める基本事業	ア 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進	子育て親子の交流を促進させる方法や工夫が具体的であり、実現可能なものか。	5点	20点
3		イ 子育て等に関する相談、援助の実施	気軽に子育て相談ができる体制で、援助の実施が具体的かつ実現可能なものか。また、関係組織に繋いだり、継続した連携に対する考え方や方法は適切か。	5点	
4		ウ 地域の子育て関連情報の提供	地域の子育て関連情報の収集方法及び周知・発信方法が具体的であり、実現可能なものか。また、施設利用者以外に情報が提供できるか。	5点	
5		エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施(月1回以上)	講習等の目的と期待する効果をふまえた上で、講習等の実施が具体的であり、実現可能なものか。また、特定の内容・講師に偏っていないか。	5点	
6	企画提案内容(特定テーマ①)	法人等の実績や特性を生かした本事業の実施	法人等の実績や特性を生かし、事業等に具体的に反映できるか。	10点	20点
7			三田市向けの効果的で独自の提案があり、実現可能なものか。	10点	
8	業務遂行の確実性(特定テーマ②)	(1) 業務実績	主に乳幼児を対象とした子育て支援の分野で一定の業績があるか。	10点	50点
9		(2) 運営体制	財政基盤が安定し、健全な運営(経営)が行われているか。	5点	
10			PDCAによる運営(特に自己点検・評価に基づく改善)について、取り組み等が具体的であるか。	5点	
11			人員の配置が計画的に考えられており、職員の研修計画や育成計画等(意識向上・資質向上など)が適切に行われているか。	5点	
12			地域の特性や地域の子育て環境についての理解があり、子育て家庭が抱えるニーズを把握し、事業に反映する方法が具体的であるか。	5点	
13			個人情報等情報管理の徹底、情報公開、苦情対応など、適正な事務処理体制がとられているか。	10点	
14			施設内の利用者への安全配慮や事故予防、感染症等対策にかかる消毒など清潔保持のための方策が十分であり、また、緊急時の対応体制を整えているか。	10点	

なお、同評価の場合の優先項目は次のとおりとする。

- ①「特定テーマ①：企画提案内容」に対する企画提案の得点が高い者
- ②「特定テーマ②：業務遂行の確実性」に対する企画提案の得点が高い者

## 13 企画提案書審査・通知

- (1) 提出された企画提案書についてプロポーザル審査会が審査し、提出した者の中から評価の合計点が最上位であるものを1者特定する。なお、提案者が1者であっても本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点(評価の総合計点が6割)以上の点数を得られなかった場合は、候補者として特定しない。
- (2) 申込者が2者以上あり、次点の申込者が審査基準の要件(評価の総合計点が6割)を満たしている場合は補欠とし、最高点の評価を獲得した申込者が何らかの理由により申込を辞退、または審査会が特定の取り消しを行った場合は次点の申込者を繰り上げ、候補者として特定する。
- (3) 審査の結果は、すべての提出者に対して、令和7年12月26日付け書面により通知する。企画提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由(非特定理由)を通知する。非特定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に書面により非特定理由についての説明を求めることができる。回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

## 14 その他留意事項

- (1) この要領に掲げた期日、場所等はやむを得ない事情により変更になる場合がある。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 参加表明書及び企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。
- (5) 提出されたすべての書類の返却は行わない。
- (6) 提出期限以降における参加表明書、企画提案書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。また、記載した運営責任者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の職責を有する者であることとの了解を得なければならない。
- (7) 随意契約の相手方として決定されるまでは、いつでも参加を辞退することができる。辞退した者は、これを理由として以後の選定等に不利益な取扱いを受けないものではない。なお、辞退する場合は、速やかに書面（様式任意）によりその旨届け出るものとする。
- (8) 次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。
  - ・参加資格要件を満たしていない場合
  - ・提出書類に虚偽の記載があった場合又は審査に影響を与えるような不備があった場合
  - ・本要領で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
  - ・審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
  - ・説明会を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
  - ・見積書の金額が、見積限度額を超過した場合
  - ・本案件の公告の日から候補者特定までの期間中に、本案件に関する営業行為を行った場合
- (9) 特定された企画提案書の内容については、当該業務の仕様書に適切に反映するものとする。
- (10) 契約締結にあたっては、契約金額の100分の10以上（三田市内に本社本店のある者については100分の3以上）の契約保証金の納付を求める。ただし、契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供、金融機関又は保証事業会社の保証、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (11) 企画提案書等の著作権等については、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、契約の相手方となった者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は契約の相手方にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

## 15 問合せ先

〒669-1595 三田市三輪2丁目1番1号 市役所本庁舎2階  
三田市子ども・未来部子ども政策課  
TEL 079-559-5079  
FAX 079-563-3611  
E-mail: kodomoseisaku@city.sanda.lg.jp